

インドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者 受入れスキーム

趣旨・目的

○ 日インドネシア経済連携協定(平成20年7月1日発効)及び日フィリピン経済連携協定(平成20年12月11日発効)に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
(看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)

○ 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国は公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)を調整のための機関として位置づけており、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

